

まちづくり条例の改正骨子

逗子市まちづくり条例は、本市の都市宣言である「青い海とみどり豊かな平和都市」を実現するために、まちづくりの基本原則を定めると共に市民参加によるまちづくりの推進に関する事項と適正な土地利用に関する手続き及び基準を定め、2002年7月に施行されました。

本条例では、基本原則の推進を目的とした「まちづくり基本計画」を定めるものとしており、都市計画に関する基本的な方針であった「都市計画マスタープラン」を包含した形で平成19年12月に計画策定し、その実現に努めてきました。

その後、同計画は、2015年3月に総合計画と一体化されましたが、市がめざす都市計画の方向性等を分かり易くするため、2023年の中期実施計画の策定に併せ2024年中に都市計画マスタープランを再策定することになりました。

以上の経緯を踏まえ、主に秩序ある土地利用に資する条例としての本来の機能向上をめざし、まちづくりの原拠を整理すると共に、現在活用されていない市民参加のまちづくり手法の合理化を図ります。

改正事項

1.基本原則の整理(第1章関連)

都市計画マスタープランの再策定に伴い、基本原則の原拠を土地利用に係る計画に置き換えます。

具体的には環境基本計画、都市計画マスタープランのみを頭出し記載し、その他の主に土地利用に係る個別計画を含めて「計画等」とします。なお、主要な計画以外は時勢によって添削される可能性があり、その都度条例改正をしなければならないため、全ての具体名は条例に記載しません。

※計画等の想定

景観計画、みどりの基本計画、立地適正化計画、交通計画、安全安心アクションプラン、歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン、都市機能の整った快適なまち推進プラン

2.まちづくり基本計画の削除(第2章関連)

まちづくり基本計画は、総合計画に昇華した(完全に溶け込んだ)と整理し、第7条は全て削除します。第8条以降にある「まちづくり基本計画」は「計画等」に置き換え、まちづくりの原拠とします。

3.地区まちづくり計画とテーマ型まちづくり計画の一体化・合理化(第3章関連)

地区まちづくり計画とテーマ型まちづくり計画は、提案へのハードルが高く過去に提案事例がないため、計画策定段階での署名要件を外す等の合理化を行うと共に、テーマ型まちづくり計画を土地利用や都市計画に係るテーマに限定したうえで地区まちづくり計画と一体化し「まちづくり計画」とします。

4.開発指導の原拠を「まちづくり基本計画」から「計画等」へ(第5章関連)

総合計画に散在しているまちづくり基本計画部分をもとに開発指導することが困難であったため、指導原拠を都市計画マスタープランをはじめとする土地利用に係る「計画等」へ置き換えます。

以上